

# 秋田県林業公社一般競争入札参加資格者審査申請要領

## (目的)

第1条 この要領は、秋田県林業公社（以下「公社」という。）が実施する一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が申請する資格審査（以下「資格審査」という。）について必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

## (入札区分)

第2条 入札は、次の4区分とする。（なお、次の（1）から（3）の業務をまとめて以下「森林整備関係業務」という。）

- (1) 森林施業等業務  
造林事業、保育（つる切、除伐、間伐等）事業に係るもの。
- (2) 森林生産業務  
収穫事業（付随する簡易な作業道開設事業・補修事業を含む。）に係るもの。
- (3) 作業道開設等業務  
作業道開設事業・補修事業（前項で規定している簡易なものは除く。）等に係るもの。
- (4) 林産物売払  
公社林から生産される立木及び素材の売り払いに係るもの。

## (入札参加資格要件の公表)

第3条 入札参加資格要件（以下「資格要件」という。）については、秋田県林業公社のホームページに掲載して公表する。

## (入札参加資格要件)

第4条 第2条に規定する各区分の入札に参加することができるのは、次に規定する入札区分別の資格要件を全て満たす者で、この要領の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者（以下「参加資格者」という。）及びその参加資格を承継した者とする。

- (1) 森林整備関係業務
  - ① 次の専門技術者を有すること。
    - ア 第2条第1号に定める森林施業等業務及び第2条第2号に定める森林生産業務については、別表に掲げる「林業の専門技術者」のいずれかが1名以上常勤していること。
    - イ 第2条第3号に定める作業道開設等業務については、別表に掲げる「林業の専門技術者」のいずれかが1名以上常勤していること及び「施工管理の専門技術者」のいずれかが1名以上常勤していること。
  - ② 労働者災害補償保険及び雇用保険に加入している事業体であること。
  - ③ 雇用契約書の締結又は労働条件を書面で通知している事業体であること。
  - ④ その他具備すべき要件
    - ア 経理事務及び施業実績が良好であること。
    - イ 資金調達の見込みが充分であること。
    - ウ 常勤雇用の作業員（森林整備関係業務に従事する労働者）を3名以上有していること。
    - エ 森林整備関係業務に必要な機械器具を有すること。
    - オ 適時適切な現場管理を行えること。

(2) 林産物売払

- ① 木材業及び木材加工業（以下「木材業者」という。）を営む者又は木材業者で組織する協同組合及び法人であること。
- ② 審査基準日（12月1日）において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。ただし、国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争等に参加する資格を有している者、県営林事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争等に参加する資格を有している者、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づいて認定された事業体及び市町村による木材業者の証明書を有している者はこの限りではない。
- ③ 審査基準日の直前4年間において、林産物の売り払いに関して仕入高があること。

(入札参加資格審査)

第5条 入札参加者について、資格審査を行うものとする。

2 資格審査を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 資格審査は、4年に1回定期に行うものとする。ただし、期間内の途中で資格審査申請がある場合は、その都度行うものとする。
- (2) 4年の始期は令和6年2月とする。

3 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4に該当する者
- (2) 入札参加者、入札参加者の役員又は入札参加者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- (3) その他公社林事業の正常な運営を妨げる可能性がある者

(入札参加資格審査会)

第6条 参加資格を審査するため、林業公社に「入札参加資格審査会」を置く。

(入札参加資格審査の申請)

第7条 資格審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 各入札区分共通

- ① 一般競争入札参加資格者審査申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 登記事項証明書（写し）

※申請日の3か月以内に法務局が発行したもの。

個人の場合は、営業証明書（写し）

④ 財務諸表（写し）

※直近会計年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類

個人の場合は、直近の確定申告書（写し）

(2) 森林整備関係業務

- ① 一般競争入札参加資格調書【森林整備関係業務】（様式第3号）
- ② 専門技術者等一覧表（様式第4号）
- ③ 専門技術者等の資格の取得を証明する書類（写し）

※資格認定機関が発行した資格者証の写しなど

④ 専門技術者等が社員又は職員であることを証明する書類（写し）

※健康保険被保険者証又は市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写しなど

⑤ 森林作業員一覧表（様式第5号）

⑥ 森林作業員が労働者災害補償保険及び雇用保険に加入していることを証明する書類（写し）

⑦ 森林作業員の雇用契約書又は労働条件通知書（写し）

（3）林産物売払

① 一般競争入札参加資格調書【林産物売払】（様式第6号）

② 第4条第2号②に該当する者は、それぞれ証明できる書類（写し）（いずれか一つで可）

③ 第4条第2号③の仕入高を確認できる書類（写し）（直前4年間のうち1件で可）

2 定期資格審査の申請期限は、別に定める。

3 提出部数は1部とする。

4 審査申請書類の提出は、秋田県林業公社への直接持参のほか、郵送又は電子メールへの電子データの添付による提出も可とする。

（入札参加資格審査結果の通知）

第8条 参加資格審査を行った結果について、次のとおり通知するものとする。

（1）参加資格を有すると認められる者には、一般競争入札参加資格者登録認定通知書（様式第7号）を通知する。

（2）参加資格を有すると認められない者には、今後の具備すべき要件等を記して、一般競争入札参加資格者登録否認通知書（様式第8号）を通知する。

（入札参加資格者登録名簿）

第9条 参加資格を有すると認められる者について、一般競争入札参加資格者登録名簿（様式第9号）（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

2 参加資格の有効期間は、次のとおりとする。

（1）定期資格審査による名簿登載の日から、次回定期資格審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

（2）第5条第2項第1号ただし書きによる資格審査申請を行い、名簿に登載された者の入札参加資格は、次回定期資格審査に基づく名簿登載の日の前日までとする。

（変更の届出）

第10条 入札参加資格者は、次の事項について変更があった場合は、速やかに一般競争入札参加資格者申請事項変更届（様式第10号）を提出するものとする。

① 商号又は名称

② 法人の代表者又は個人事業主の氏名

③ 住所又は所在地

④ 電話番号

⑤ F A X 番号

⑥ 電子メールアドレス

⑦ 森林整備関係業務においては、専門技術者等

（入札参加資格の停止）

第11条 名簿に登載された者について、期間を定めて参加資格を停止することができるものとする。

2 前項の参加資格の停止及び期間は、「秋田県森林施業関係業務入札参加者指名停止基準」を準

用するものとする。

(廃業及び辞退の届出)

第 12 条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、速やかに一般競争入札参加資格者廃業（辞退）届（様式 10 号）を提出するものとする。

- (1) 合併その他の事由により解散した場合は、その役員であった者、破産管財人又は清算人
- (2) 第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する参加資格を失った場合は、当該参加資格者
- (3) 第 5 条第 3 項第 1 号に該当する場合は、当該参加資格者
- (4) 参加資格を辞退しようとする場合は、当該参加資格者

(入札参加資格の取り消し等)

第 13 条 次の各号の一に該当する場合は、入札参加資格の取り消しを行うことができるものとする。

- (1) 虚偽の資格審査申請等を行った者
- (2) 虚偽の資格審査申請等に協力した者
- (3) その他公社林事業の執行において、多大な損害を与えた者

(入札に関する事務の取り扱い)

第 14 条 公社林事業の実施に当たっての入札事務の取り扱い等については、別に定める。

2 入札に関し、公社から入札参加者等に対して行う全ての連絡は、電子メールによるものとする。

(庶務)

第 17 条 資格審査に係る庶務は、林業公社総務課に置く。

(委任)

第 18 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 秋田県林業公社森林整備関係業務指名競争入札実施要綱及び公社林林産物売払いに係る一般競争入札参加者選定事務取扱要領は、廃止する。

## 別表

技術者の名称		資格内容など
林業の 専門技術者	技術士	「技術士法」第2条第1項に規定する技術士であって、森林部門に係る登録を受けている者
	林業技士	(一社)日本森林技術協会が認定する森林や林業に関する専門的技術者の資格取得者
	林業士 (青年林業士)	秋田県の認定を受けている者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹林業技能士</li> <li>・ 林業技能作業士</li> <li>・ 林業作業士</li> <li>・ 基幹林業作業士</li> </ul>	秋田県又は林業労働力確保支援センターの認定を受けた者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹林業技能士(グリーンマスター)昭和56年～昭和60年</li> <li>・ 林業技能作業士(グリーンワーカー)昭和61年～平成2年</li> <li>・ 林業作業士(新グリーンワーカー)平成3年～平成7年</li> <li>・ 基幹林業作業士(ニューグリーンマスター)平成8年～</li> </ul>
	林業普及指導員	林業普及指導員国家試験に合格した者
	秋田県林業技術管理士	秋田県林業トッパーランナー養成研修(秋田林業大学校)を終了し、秋田県の認定を受けている者
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業作業士(フォレストワーカー)</li> <li>・ 現場管理責任者(フォレストリーダー)</li> <li>・ 総括現場管理責任者(フォレストマネージャー)</li> </ul>	林業労働力の確保促進に関する法律に基づく資金の貸付等に関する省令(平成8年農林水産省第25号)第1条第1項に規定する研修修了者名簿登録者
	その他	平成16年5月の森林法改正前の林業改良指導員としての資格を有していた者  以下の講習を受講して修了した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェンソー作業従事者特別教育講習会</li> <li>・刈払機作業従事者安全衛生教育講習会</li> <li>・ 小型車両系建設機械運転業務特別教育講習会</li> </ul>
施工管理の 専門技術者	土木施工管理技士 (1級、2級)	建設業法第27条に基づく土木施工管理技術検定試験に合格した者
	造園施工管理技士 (1級、2級)	建設業法第27条に基づく造園施工管理技術検定試験に合格した者